

(略)

東京都監査委員	山	加	朱	美
同	吉	倉	正	美
同	友	渕	宗	治
同	筆	谷		勇
同	岩	田		喜美枝

平成 28 年 2 月 9 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補てんの措置等を請求できるものである。また、住民監査請求を行った当該住民は、監査請求に対する監査委員の判断結果等に不服があるときは、法第 242 条の 2 に定める住民訴訟を提起できるものである。

本件請求において、請求人は、東京都八王子都税事務所職員 6 名（以下「本件職員ら」という。）が平成 27 年 2 月 3 日に A で開催された節分会で行った電子申告推進 PR は、公務として認められないことから、これに伴う旅費等及び当該時間分の給与の支出が不当であるとして、旅費等及び当該時間分の給与の返還を求めている。また、本件職員らの行為は懲戒処分にあたるにもかかわらず、懲戒処分を行っていないことは不当であるとして、過大な支払いとなっている給与の返還を求めているものと解される。

ところで、請求人は、本件請求と同一の事案について、平成 27 年 4 月 28 日付けで都監査委員あて監査請求し、同年 6 月 3 日付けの監査を実施しないこととする決定を不服として、同月東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）に本件請求と同様の内容で、住民訴訟を提起し、同訴訟は、現在も東京地裁において係属している。

監査委員の判断結果を不服として住民訴訟を提起した住民が、現に係属中の事案と同一の内容について、改めて監査委員に監査を求めることは、法第 242 条で定める住民監査請求制度の予定するものではないと解され、本件請求は、法第 242 条に定める住民監査請求たり得ないものである。